

証券コード 6378
令和元年 6 月 4 日

株 主 各 位

兵庫県尼崎市杭瀬寺島二丁目 1 番 2 号
木村化工機株式会社
代表取締役社長 小 林 康 眞

第72期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和元年 6 月 20 日（木曜日）午後 5 時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 令和元年 6 月 21 日（金曜日）午前 10 時
(受付開始：午前 9 時予定)
 2. 場 所 兵庫県尼崎市昭和通二丁目 6 番 68 号
尼崎市中小企業センター ホール（1 階）
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
 3. 目 的 事 項
報告事項 1. 第72期（平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第72期（平成30年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日まで）計算書類報告の件
決議事項 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8 名選任の件
- 以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○次の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.kepc.co.jp/irinformation/convocation/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書

②連結計算書類の連結注記表

③計算書類の株主資本等変動計算書

④計算書類の個別注記表

なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類記載のもののほか、上記の事項も含まれております。

○株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにて修正の内容を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告 (平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

イ. 全般の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、改善が続く雇用・所得環境や底堅い企業業績を背景として国内需要が堅調に推移し、緩やかながら回復基調を維持しましたが、米国と中国との通商問題の動向が世界経済に与える影響、中国経済の減速、金融資本市場の変動による影響等から景気の先行きは不透明な状況が続いております。

また、当社の業績に影響のある国内向け設備投資につきましては、設備投資意欲が改善傾向にある中で、人手不足を背景とした合理化・省力化投資や老朽化に対応した維持・更新投資がけん引し、一部には能力増強投資を計画・実施する動きもある等、増加基調で推移しました。

このような状況のもと、連結受注高は216億27百万円（前期比2.4%増）となり、連結売上高は215億10百万円（前期比5.6%増）となりました。

損益面につきましては、営業利益は22億9百万円（前期比30.4%増）、経常利益は22億72百万円（前期比31.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は15億15百万円（前期比27.4%増）となりました。

ロ. 事業セグメント別の状況

事業セグメント別の業績は、次のとおりであります。

事業セグメント	売上高 (百万円)	構成比 (%)	前期比 増減(%)	受注高 (百万円)	構成比 (%)	前期比 増減(%)
エンジニアリング事業	7,592	35.3	△3.2	9,284	42.9	37.0
化工機事業	8,069	37.5	△3.1	7,919	36.6	1.5
エネルギー・環境事業	5,849	27.2	39.6	4,423	20.5	△32.3
合計	21,510	100.0	5.6	21,627	100.0	2.4

〔エンジニアリング事業〕

化学機械装置の設計・製作・据付工事を行うエンジニアリング事業につきましては、主要機器を自社工場で作成する強みを活かし、設計・製作・調達・現地工事・工程管理・試運転までを一貫して行うプラントエンジニアリング（EMPC※）方式での受注拡大を図るべく設備投資を計画する顧客を中心に技術力を前面に打ち出した企画提案を積極的に展開いたしました。

その結果、連結受注高は92億84百万円（前期比37.0%増）となりましたが、連結売上高は75億92百万円（前期比3.2%減）となり、営業利益は3億32百万円（前期比29.4%減）となりました。

※「EMPC」とは、プラント建設業界では一般的に知られている「EPC」（設計（Engineering）、調達（Procurement）、建設（Construction）の略）に製造（Manufacturing）の「M」を加えた当社造語（商標登録済み）であります。

〔化工機事業〕

化学機械装置の現地工事・メンテナンス業務を行う化工機事業につきましては、景気の先行きに対する不透明感から顧客の多くは設備投資に対する慎重な姿勢を維持し、既存設備の安定稼働のための保全・更新および効率化工事が主たる業務となりましたが、主要製品および高付加価値製品の増産に向けた新規投資を行う顧客も一部には見受けられました。

その結果、連結受注高は79億19百万円（前期比1.5%増）となりましたが、連結売上高は80億69百万円（前期比3.1%減）となり、営業利益は9億99百万円（前期比19.7%増）となりました。

〔エネルギー・環境事業〕

原子力を含むエネルギー・環境関連機器の設計・製作・据付工事を行うエネルギー・環境事業につきましては、再稼働に向けた安全審査に進捗が見られる原子力発電所および核燃料サイクル施設では新規規制基準対応への工事や保守・保全業務、また、福島第一原子力発電所関連では燃料デブリ取り出しや遠隔装置に関連する業務等を受注すべく営業活動を展開いたしました。

その結果、連結受注高は44億23百万円（前期比32.3%減）となりましたが、連結売上高は58億49百万円（前期比39.6%増）となり、営業利益は8億77百万円（前期比125.4%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は7億40百万円であり、その主なものは尼崎工場製缶第三工場・実験棟の建替えであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金および金融機関からの借入金により充当いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成27年度 第69期	平成28年度 第70期	平成29年度 第71期	平成30年度 第72期 (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	17,284	21,099	21,110	21,627
売 上 高 (百万円)	20,582	17,331	20,360	21,510
経 常 利 益 (百万円)	1,161	975	1,729	2,272
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	659	631	1,189	1,515
1株当たり親会社株主に 帰属する当期純利益 (円)	33.43	32.01	60.21	76.63
純 資 産 (百万円)	7,700	8,581	9,870	11,077
総 資 産 (百万円)	21,156	20,606	24,876	27,167
1株当たり純資産額 (円)	390.21	434.89	499.15	560.19

(注) 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 対処すべき課題

今後のわが国の経済情勢は、本年10月に予定される消費税率引き上げによる景気悪化懸念や米国の政策および英国のEU離脱問題等の影響による景気下振れリスクから引き続き予断を許さない状況が続くものと思われます。このような中での当社の基本的課題は、厳しい状況下でも一定の成果を挙げうる基盤強化であると考えております。

このような認識に立ち、令和元年度（平成31年度）から令和3年度までの第12次中期経営計画を決定いたしました。業績目標につきましては、第12次中期経営計画の最終年度である令和3年度に売上高230億円、経常利益12億円以上の確保を目指します。

この目標達成に向け、第11次中期経営計画に引き続き「技術基盤」「営業基盤」「組織基盤」の強化を継続します。また、各基盤の基礎となる「技術者の確保と育成」を最重要課題として実行し、総合プラントエンジニアリング会社として技術力および建設工事遂行能力の強化を図ることで企業価値向上を目指してまいり所存であります。

エンジニアリング事業につきましては、設計・製作・調達・現地工事・工程管理・試運転までを一貫して行うプラントエンジニアリング（EMPIC）方式での受注拡大に向けた営業および技術力の強化、これらを担う人材育成による営業・設計体制の強化に取り組むとともに新技術の開発に注力いたします。また、今後もホームページ等の媒体を通じて当社が総合プラントエンジニアリング会社であることの訴求力向上を図ります。

化工機事業につきましては、営業力強化のため、各事業所・出張所と連携する組織横断的タスクチームの活動を継続し、新規顧客の開拓、顧客の情報収集および共有化に努め、受注およびメンテナンスエリアの拡大に一層注力いたします。また、顧客から信頼される人材育成および工事体制強化のため、若手監督者を中心とした教育研修を充実させ、積算および工事遂行能力の向上を図ります。

エネルギー・環境事業につきましては、原子力発電所関連では、許認可を要する周辺装置の製作・保守・保全業務の受注、福島第一原子力発電所関連では、廃炉・廃止措置対応としての分析セル施設関連業務および除染・解体工事、遠隔保守対応の設計・製作業務に関する受注、核燃料サイクル関連では、青森県六ヶ所村の再処理工場、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料（MOX燃料）加工工場の安全審査終了を見据えた耐震基準および火災・爆発対応の見直し設計・改造等の新規制基準対応業務の受注に注力いたします。

(4)重要な子会社の状況（平成31年 3月31日現在）

会 社 名	資 本 金 (千円)	当 社 の 出 資 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
フォレコ株式会社	30,000	100.0	環境関連製品の製造、販売、工事

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(5)主要な事業内容（平成31年 3月31日現在）

事業セグメント	主 要 製 品 ま た は 役 務
エンジニアリング事業	[化学機械装置および据付工事] 真空蒸発装置、蒸留装置、真空晶析装置、真空冷却装置、水添装置、排ガス・廃液処理装置、ヌッチェ型完全密閉全自動濾過・乾燥機、溶剤回収装置およびそれら機械装置の据付・配管工事
	[鉄・ステンレス・チタニウム等の加工・工事] 圧力容器（第1種・第2種）、中国向け圧力容器、高圧ガス容器、ステンレス・チタニウム・ニッケル・ハステロイ等特殊金属製化学機器類の製作ならびに据付・配管工事
化工機事業	[化学機械装置のメンテナンス] プラント設備・機器類の関連工事（機器製作、据付、配管、電気計装、保温・保冷等）およびメンテナンス（設備保全）
	[合成樹脂の加工・ライニング] K S樹脂その他樹脂ライニング、プラスチックパイプ配管エンジニアリング、樹脂二層構造体（キムジット）設計施工
	[鉛製品および工事] 鉛板および特殊合金鉛板の製造および加工・配管工事、純鉛および特殊鉛合金のホモゲン加工、鉛・硬鉛製品の設計・製作ならびに工事
エネルギー・環境事業	[原子力関連機器等] MOX燃料製造関連設備、核燃料再処理関連機器、核燃料濃縮関連機器、放射性廃棄物処理装置および放射線遮蔽設備ならびにその他関連機器

[illegible]

① 企業集団の使用人の状況

(注) 使用人数には、パート・アルバイト8名を含んでおります。

(注) 使用人数には、パート・アルバイト8名を含んでおります。

借 入 先	借 入 額（百万円）
三井住友信託銀行株式会社	632
株式会社みずほ銀行	262

- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成31年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 82,400,000株

② 発行済株式の総数 20,600,000株

③ 株主数 6,355名

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,017	4.9
株 式 会 社 奥 村 組	969	4.7
木 村 化 工 機 関 連 グ ル ー プ 持 株 会	951	4.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	700	3.4
キ ム ラ 従 業 員 持 株 会	692	3.3
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	613	2.9
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	600	2.9
小 林 薫	450	2.2
木 村 孝 吉	413	2.0
ニ プ ロ 株 式 会 社	400	1.9

(注) 持株比率は自己株式（166,578株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況（平成31年3月31日現在）

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（平成31年 3月31日現在）

氏 名	地 位 （ 担 当 ）	重 要 な 兼 職 の 状 況
小 林 康 眞	取締役社長（代表取締役）	
福 田 正 行	常務取締役（管理部門長兼企画室長、秘書室担当）	
梅 澤 茂	常務取締役（法務室長、内部統制担当、業務監査室担当、情報システム部担当）	
矢 野 謙 介	取締役（エンジニアリング事業部長、東京支店担当、開発部担当）	
天 野 次 郎	取締役（エネルギー・環境事業部長、品質保証部担当）	
福 森 文 男	取締役（製造部門長兼尼崎工場長、調達部担当）	
佐 伯 博	取締役（化工機事業部長、安全衛生強化担当）	
井 城 逸 雄	取締役（業務監査室長）	
喜 多 芳 文	取締役（常勤監査等委員）	
山 崎 幹 男	取締役（監査等委員）	
田 中 圭 子	取締役（監査等委員）	田中圭子税理士事務所所長

(注) 1. 取締役（監査等委員）山崎幹男氏および同 田中圭子氏は、社外取締役であります。

2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、喜多芳文氏を常勤の監査等委員に選定しております。

3. 取締役（常勤監査等委員）喜多芳文氏および取締役（監査等委員）田中圭子氏は、以下のとおり財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・ 取締役（常勤監査等委員）喜多芳文氏は、長年にわたり当社経理部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
- ・ 取締役（監査等委員）田中圭子氏は、税理士の資格を有しております。

4. 当社は、取締役（監査等委員）山崎幹男氏および同 田中圭子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項および定款第29条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項第1号に定める金額に限定する旨の契約を締結しております。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数 (名)	報酬等の額 (百万円)
取締役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	8 (一)	161 (一)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	5 (4)	24 (9)
合 計 (うち社外役員)	13 (4)	185 (9)

(注) 1. 上記には、平成30年6月22日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役2名を含めております。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) および監査等委員である取締役の報酬等の限度額は、平成28年6月24日開催の第69期定時株主総会決議において、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は年額180百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。)、監査等委員である取締役は年額50百万円以内と定められております。また別枠で、平成28年6月24日開催の第69期定時株主総会決議に基づき、信託期間 (5年間) 中に、500百万円を上限とする金銭を抛出し、同定時株主総会以降に選任され就任した取締役 (社外取締役および監査等委員である取締役を除く。) に対し、業績連動型株式報酬を支給する予定であります。上記には、当事業年度における取締役 (社外取締役および監査等委員である取締役を除く。) 8名に対する役員株式給付引当金51百万円が含まれております。

なお、当社が支給の対象となる取締役全員に付与する当社株式の総数は、1事業年度当たり200,000株を上限としております。

4. 上記の他、平成28年6月24日開催の第69期定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後、引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役（監査等委員） 田中圭子氏は、田中圭子税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 会社または会社の特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・ 取締役会、監査等委員会への出席状況および発言状況

区 分	氏 名	出 席 状 況 お よ び 発 言 状 況
取 締 役 (監査等委員)	山 崎 幹 男	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席いたしました。 また、当事業年度に開催された監査等委員会12回のすべてに出席いたしました。 警察出身者として危機管理や企業防衛に関する高度なリスク管理の視点から必要な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	田 中 圭 子	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席いたしました。 また、当事業年度に開催された監査等委員会12回のすべてに出席いたしました。 税理士としての専門的見地から必要な発言を行っております。

【ご参考】

当社独立社外取締役の独立性判断基準および資質につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.kepc.co.jp/irinformation/government/>) に掲載しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 ひびき監査法人

② 報 酬 等 の 額

区 分	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）および報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行がある等、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。

また監査等委員会は、そのほか会計監査人が、監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務ならびに会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決議内容および当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役は、企業理念、行動指針、法令、定款、社内ルールの順守について自ら範を示しつつ使用人の指導を行う。併せて、取締役会および経営会議等において、法令、定款等に対する違反がないことを確認する。
- ロ. 「財務報告に係る内部統制の基本方針」を順守して財務報告の適正性を確保するとともに、適切な体制の運用・整備・改善を行う。
- ハ. 「反社会的勢力による被害防止のための基本方針」および「反社会的勢力による被害防止規程」を順守し、反社会的勢力との関係を遮断する。
- ニ. コンプライアンス体制をさらに有効・強固なものとするために、コンプライアンス委員会の活動を継続する。
- ホ. 社内および社外の内部通報窓口を設けてコンプライアンス体制の有効性を高める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ. 法令・社内規程に基づき、文書等の保存および管理を行う。
- ロ. 個人情報の管理について、「個人情報の保護方針」に準拠し、関連規程を整備する。
- ハ. 情報管理の状況について、情報セキュリティ委員会にて検証し、必要に応じて改善提案を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 重要な経営課題については、取締役会規則等の社内規程に基づき、取締役会、経営会議に上程して、その合理性およびリスクの予測・対応策を審議する。
- ロ. リスク抑制のため、決裁者は決裁権限規程に従って関係部署と合議をしたうえで決裁判断をする。

ハ、日常業務で発生し得るリスクの回避・最小化のため、業務遂行関係規程の充実を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ、取締役会および経営会議を定期的に開催し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当業務に関する報告と審議を行う。

ロ、社長以下取締役（監査等委員である取締役を除く。）が出席する営業会議その他の社内会議において、業務の効率性、合理性、リスク対応を検証する。

ハ、可能な限り権限委譲を行い、決裁のスピードアップ・効率化を図る。

⑤ 次の各項に掲げる体制その他の当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

⑤－１ 子会社の取締役、使用人（以下、子会社の取締役等という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

子会社で重要な事象が生じた場合には、当該子会社の取締役等から当社の担当取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）に直ちに報告させる。併せて、子会社の重要な業務執行に関し当社の担当取締役に定期的に報告させる。

⑤－２ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の事業運営に係るリスクに関し、当社の取締役会において、当社の担当取締役から報告する。

⑤－３ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ、事業年度ごとに、子会社の経営目標および予算配分等につき、当社の担当取締役と当該子会社の取締役が協議し決定する。

ロ、当社の職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する基準に準拠した体制を子会社において構築させる。

⑤－４ 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ、当社の取締役または使用人が子会社の取締役または監査役を兼務して監督し、当社の取締役会、経営会議にて毎月の業務状況を報告・審議する。

ロ、当社の内部統制の体制はほぼ同様の内容で子会社にも適用し、子会社の取締役等のための内部通報窓口を設置する。

ハ．会計監査人および監査等委員会は、子会社の会計処理状況、法令・社内規則の順守状況等を監査する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の職務は業務監査室が補助する。

⑦ 前項の使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

業務監査室の使用人の異動、評価等は監査等委員の意見を尊重したものと
し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
また、監査等委員会の職務を補助する際、もっぱら監査等委員会の指揮命
令に従う。

⑧ 監査等委員会の第６項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の事務局が業務監査室である旨を規定し、実効性を確保して
いる。

⑨ 当社の監査等委員会への報告に関する体制

**⑨－１ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委
員会に報告するための体制**

- イ．経営課題、主要な申請事項、日常の業務執行状況について、監査等委員
である取締役が出席する取締役会、経営会議にて取締役（監査等委員で
ある取締役を除く。）から報告を行う。
- ロ．主要な申請事項その他社内の重要な事項について、監査等委員会は、随
時、関係書類を閲覧し、報告を受けることができる。
- ハ．取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、経営に著しい影響を及
ぼすおそれのある事態が発生した場合、職務遂行に関して不正行為・重
大な法令違反等の事実が判明した場合には、直ちに、監査等委員会に報
告を行う。

**⑨－２ 子会社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた
者が監査等委員会に報告するための体制**

- イ．子会社の取締役、監査役、使用人は、監査等委員会から業務執行に関す
る事項につき報告を求められたときは、速やかに対応する。

ロ．子会社の取締役、監査役、使用人は、法令等の違反行為を発見したときは、当社の担当取締役および監査等委員会に報告する。

⑩ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．監査等委員会に報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対し、そのことを理由として不利に取扱わないこととし、その旨を当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人に周知する。

ロ．内部通報窓口に通報したことを理由とした不利益な取扱いを禁止する旨を規程に明記する。

⑪ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会から費用の請求があるときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用を負担しまたは債務を処理する。また、毎年、一定額の予算を設ける。

⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査等委員会は、必要に応じ、社内の各部署に対し、監査に必要な資料の閲覧・提出、質問への回答等、監査への協力を求めることができるものとし、同時に、協力を求められた部署は必ずこれに応じることとする。

ロ．監査等委員会は、監査の品質・効率を高めるため、適宜、会計監査人と情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができるほか、弁護士その他社外の専門家に随時、相談できるものとする。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- ① 重要な経営判断事項は、毎月の取締役会で決議し、または報告を受け、その際にはコンプライアンスおよびリスク管理等の面からも内容を確認いたしました。その他の事項については、決裁権限規程に基づき、権限を委任した者が同様に行いました。
- ② 各種情報について、文書規程、情報セキュリティ規程等の関連規程に基づき取り扱いました。
- ③ 財務報告に係る内部統制の整備と運用状況の評価を実施いたしました。
- ④ 業務監査室は、業務監査を通じて、業務の適正を確保するための体制の運用状況を確認いたしました。
- ⑤ 監査等委員は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等と積極的な意見交換を行うとともに、会計監査人、業務監査室等とも情報および意見を交換いたしました。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、企業業績に応じた配当政策を実施することを基本方針としております。今後も、中長期的な視点に立って、成長が見込まれる事業に経営資源を投資することにより、持続的な成長および企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、令和元年5月13日開催の取締役会におきまして、上記基本方針に基づき、普通配当5円に特別配当としての7円を加えた1株につき12円とし、支払開始日を令和元年6月5日とさせていただく旨、決議いたしました。

(7) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容（概要）

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかし、総合プラントエンジニアリング会社である当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社グループに与えられた社会的な使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠であります。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉であります、(1)90年以上に及ぶ豊富な知見と実績、および高度な品質とその管理体制に裏付けられた開発・技術の基盤、(2)わが国の多岐にわたる産業分野における多くの著名企業等を取引先とする顧客・営業基盤、(3)開発・技術基盤、顧客・営業基盤、品質管理を機能別に維持・拡充していく業務遂行の組織基盤を基軸とした、中長期的な視野を持った経営的な取組み、が必要不可欠であると考えております。当社の財務および事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わるすべてのステークホルダーの利益が損なわれる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただくよう努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が適正かどうか等、買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間のうちに適切にご判断いただくためには、買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有をご検討いただくうえで重要な判断材料となると考えております。

② 基本方針実現のための取組み

イ. 基本方針の実現に資する特別な取組み（概要）

当社は、エンジニアリング事業、化工機事業、エネルギー・環境事業の3事業の全部門において、従来品の品質改良、価格競争力の向上、環境問題への対応、新製品の開発を進め、国内および海外市場において、安定的な受注高・売上高を確保するとともに、顧客信頼基盤の向上と財務体質強化を、引き続き、推進してまいります。

その基本方針につきましては、次のとおり規定しております。

- 1) 当社の企業価値の源泉であります開発・技術、顧客・営業、組織の各基盤のあるべき姿を考慮のうえ行動し、当社経営内容の充実化を図り、活力と実行力のある総合プラントエンジニアリング会社を目指す。
- 2) 当社の得意とする技術分野において、さらに磨きをかけ、他の追随を許さないOnly One企業を目指す。

この基本方針に基づく重点課題は、(a) 既存各営業品目に關し、営業活動および体制強化の推進、(b) 成長分野、高付加価値製品分野への技術・営業開発、(c) 技術革新と独自商品開発、(d) コストダウンとミス・クレームの撲滅、(e) 品質、納期、安全の維持・向上であり、全社一丸となって取り組むことにより、企業価値の向上に努めてまいります。

なお、当社は、企業価値および株主共同の利益を向上させ、企業の社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つと位置づけ、迅速・正確かつ透明・適正な経営の実現に努めております。その一環として平成28年6月24日開催の第69期定時株主総会において、当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。当社は、コンプライアンス経営を強化し、財務報告の適正性と監査等委員会による監査の客観性・中立性を確保するため、社外取締役2名を東京証券取引所の定めにより独立役員として同取引所に届け出ております。また、当社は、経営の効率化・意思決定の迅速化と業務執行体制の強化を図ることを目的として、執行役員制度を導入いたしております。

**ロ. 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための
取組み（概要）**

当社は、平成29年5月31日開催の当社取締役会において、①で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「大規模買付行為への対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）として継続することを決議し、平成29年6月23日開催の第70期定時株主総会において本対応方針について承認を得ております。

本対応方針は、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたり、所定のルールに従うことを要請するとともに、かかるルールに従わない大規模買付行為が行われる場合や、かかるルールに従った場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、かかる大規模買付行為に対する対抗措置を発動いたします。対抗措置の具体的内容としては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することといたします。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、割り当てられる新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものといたします。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役および社外有識者からなる独立委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しないため対抗措置を発動すべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に際しては、独立委員会に諮問することといたします。

本対応方針の有効期間は、平成29年6月23日開催の第70期定時株主総会における決議の時から、当該定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までといたします。

③ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

②イに記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、②イに記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものであります。

また、②ロに記載した本対応方針も、②ロに記載したとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために継続されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社経営陣から独立した委員で構成される独立委員会を設置し、対抗措置の発動または不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、必要に応じて対抗措置発動の可否について株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 事業報告に記載の金額、持株数および持株比率は、表示単位未満を切り捨てて、その他の数値は、表示単位未満を四捨五入して表記しております。

連結貸借対照表 (平成31年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	18,738	流 動 負 債	12,017
現金及び預金	6,754	支払手形及び買掛金	4,605
受取手形及び売掛金	10,037	電子記録債務	2,526
仕 掛 品	1,310	短 期 借 入 金	511
原 材 料	39	リ ー ス 債 務	30
そ の 他	611	未 払 法 人 税 等	478
貸 倒 引 当 金	△ 14	前 受 金	2,585
固 定 資 産	8,429	賞 与 引 当 金	470
有 形 固 定 資 産	5,682	役 員 賞 与 引 当 金	2
建物及び構築物	1,580	工 事 損 失 引 当 金	13
機械装置及び運搬具	269	完 成 工 事 補 償 引 当 金	182
工 具 器 具 備 品	70	そ の 他	610
土 地	3,678	固 定 負 債	4,072
リ ー ス 資 産	84	長 期 借 入 金	735
建 設 仮 勘 定	0	リ ー ス 債 務	61
無 形 固 定 資 産	24	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,042
投資その他の資産	2,721	役 員 株 式 給 付 引 当 金	94
投資有価証券	1,431	長 期 未 払 金	110
退職給付に係る資産	485	資 産 除 去 債 務	50
繰 延 税 金 資 産	749	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	970
そ の 他	60	そ の 他	8
貸 倒 引 当 金	△ 5	負 債 合 計	16,090
資 産 合 計	27,167	株 主 資 本	8,622
		資 本 金	1,030
		資 本 剰 余 金	103
		利 益 剰 余 金	7,806
		自 己 株 式	△ 317
		その他の包括利益累計額	2,455
		その他有価証券評価差額金	249
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 0
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,200
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	5
		純 資 産 合 計	11,077
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	27,167

連結損益計算書（平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		21,510
売 上 原 価		17,366
売 上 総 利 益		4,143
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,934
営 業 利 益		2,209
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	37	
雑 収 入	57	94
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
雑 支 出	25	31
経 常 利 益		2,272
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	28	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	5	
そ の 他	0	34
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,238
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	785	
法 人 税 等 調 整 額	△ 62	723
当 期 純 利 益		1,515
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,515

貸 借 対 照 表 (平成31年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	18,343	流 動 負 債	11,918
現 金 及 び 預 金	6,668	支 払 手 形	2,709
受 取 手 形	238	電 子 記 録 債 務	2,526
売 掛 金	9,120	買 掛 金	1,876
仕 掛 品	1,294	短 期 借 入 金	100
原 材 料	16	一年以内に返済予定の長期借入金	411
前 渡 金	503	リ ー ス 債 務	30
前 払 費 用	34	未 払 金	239
短 期 貸 付 金	405	未 払 法 人 税 等	448
そ の 他	73	未 払 費 用	259
貸 倒 引 当 金	△ 11	前 受 金	2,582
		賞 与 引 当 金	462
		工 事 損 失 引 当 金	13
		完成工事補償引当金	170
		設備関係支払手形	41
		そ の 他	45
固 定 資 産	8,287	固 定 負 債	3,945
有 形 固 定 資 産	5,679	長 期 借 入 金	735
建 物	1,473	リ ー ス 債 務	61
構 築 物	105	退 職 給 付 引 当 金	1,915
機 械 装 置	261	役員株式給付引当金	94
車 両 運 搬 具	6	長 期 未 払 金	110
工 具 器 具 備 品	69	資 産 除 去 債 務	50
土 地	3,678	再評価に係る繰延税金負債	970
リ ー ス 資 産	84	そ の 他	8
建 設 仮 勘 定	0	負 債 合 計	15,864
		株 主 資 本	8,317
		資 本 金	1,030
		資 本 剰 余 金	103
		資 本 準 備 金	103
		利 益 剰 余 金	7,501
		利 益 準 備 金	154
		その他利益剰余金	7,347
		固定資産圧縮積立金	2
		繰越利益剰余金	7,344
		自 己 株 式	△ 317
		評価・換算差額等	2,449
		その他有価証券評価差額金	249
		繰延ヘッジ損益	△ 0
		土地再評価差額金	2,200
		純 資 産 合 計	10,767
資 産 合 計	26,631	負 債 及 び 純 資 産 合 計	26,631

損 益 計 算 書 (平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		20,533
売 上 原 価		16,552
売 上 総 利 益		3,981
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,896
営 業 利 益		2,084
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	38	
雑 収 入	59	98
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
雑 支 出	26	31
経 常 利 益		2,150
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	28	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	5	34
税 引 前 当 期 純 利 益		2,116
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	741	
法 人 税 等 調 整 額	△ 60	681
当 期 純 利 益		1,435

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和元年5月8日

木村化工機株式会社

取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 富田 雅彦 ⑩
業務執行社員

代表社員 公認会計士 木下 隆志 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、木村化工機株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、木村化工機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和元年5月8日

木村化工機株式会社

取締役会 御中

ひびき監査法人

代表社員 公認会計士 富田 雅彦 ⑩
業務執行社員

代表社員 公認会計士 木下 隆志 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、木村化工機株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（業務の適正を確保するための体制）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査方針、監査計画、職務分担等に従い、会社の業務監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該業務の適正を確保するための体制に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「ひびき監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「ひびき監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年5月10日

木村化工機株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 喜 多 芳 文 ⑩

監 査 等 委 員 山 崎 幹 男 ⑩

監 査 等 委 員 田 中 圭 子 ⑩

(注) 監査等委員 山崎幹男氏及び田中圭子氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会からは、本議案について意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 ・ 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株 式 数
1	こ ばやし やす まさ 小 林 康 眞 (昭和21年6月20日生)	昭和47年3月 当社入社 平成12年6月 当社取締役 平成15年6月 当社常務取締役 平成18年6月 当社専務取締役 平成19年6月 当社代表取締役社長(現任) 平成24年5月 尼崎経営者協会会長 (取締役候補者とした理由) 上記の経歴を有し、代表取締役社長として企業経営に精通しているため、取締役候補者といいたしました。	177,950株
2	ふく だ まさ ゆき 福 田 正 行 (昭和25年6月12日生)	昭和49年3月 当社入社 平成20年6月 当社取締役 平成29年6月 当社常務取締役 平成30年4月 当社常務取締役管理部門長 兼企画室長、秘書室担当(現任) (取締役候補者とした理由) 上記の経歴を有し、常務取締役として企業経営に、管理部門、経営企画部門を中心に当社事業に精通しているため、取締役候補者といいたしました。	29,400株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位・担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
3	うめ ざわ しげる 梅 澤 茂 (昭和25年9月17日生)	昭和50年4月 住友電気工業株式会社入社 平成22年9月 当社入社 平成23年6月 当社取締役 平成29年6月 当社常務取締役法務室長、 内部統制担当、業務監査室 担当、情報システム部担当 (現任)	24,200株
		(取締役候補者とした理由) 上記の経歴を有し、常務取締役として企業経営に、法務、内部統制、内部監査、情報システムを中心に当社事業に精通しているため、取締役候補者となりました。	
4	ふく もり ふみ お 福 森 文 男 (昭和27年12月20日生)	昭和50年4月 当社入社 平成28年6月 当社取締役 平成30年4月 当社取締役製造部門長兼尼 崎工場長、調達部担当 (現 任)	12,052株
		(取締役候補者とした理由) 上記の経歴を有し、製造部門に精通していること、ならびに取締役として果たすべき重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を十分に果たしているため、取締役候補者となりました。	
5	や の けん すけ 矢 野 謙 介 (昭和26年4月4日生)	昭和49年3月 当社入社 平成21年6月 当社取締役 平成29年6月 当社取締役エンジニアリン グ事業部長、東京支店担 当、開発部担当 (現任)	25,700株
		(取締役候補者とした理由) 上記の経歴を有し、エンジニアリング事業に精通していること、ならびに取締役として果たすべき重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を十分に果たしているため、取締役候補者となりました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 ・ 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株 式 数
6	あま の じ ろう 天 野 次 郎 (昭和32年8月7日生)	昭和55年10月 当社入社 平成25年6月 当社取締役 平成30年4月 当社取締役エネルギー・環 境事業部長、品質保証部担 当(現任)	20,400株
		(取締役候補者とした理由) 上記の経歴を有し、エネルギー・環境事 業に精通していること、ならびに取締役と して果たすべき重要事項の決定および業務 執行の監督等の役割を十分に果たしている ため、取締役候補者といいたしました。	
7	き いき ひろし 佐 伯 博 (昭和32年1月2日生)	昭和50年4月 当社入社 平成28年6月 当社取締役 平成29年6月 当社取締役化工機事業部 長、安全衛生強化担当 (現任)	14,400株
		(取締役候補者とした理由) 上記の経歴を有し、化工機事業に精通し ていること、ならびに取締役として果たす べき重要事項の決定および業務執行の監督 等の役割を十分に果たしているため、取締 役候補者といいたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位・担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
8	井 城 逸 雄 (昭和34年7月22日生)	昭和58年4月 住友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会 社）入社 平成27年6月 三井住友トラスト不動産株 式会社近畿圏法人営業本部 長 平成28年10月 当社入社 平成30年6月 当社取締役業務監査室長 (現任) (取締役候補者とした理由) 上記の経歴を有し、内部監査業務に精通 していること、ならびに取締役として果た すべき重要事項の決定および業務執行の監 督等の役割を十分に果たしているため、取 締役候補者いたしました。	6,000株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

メ 毛

[illegible]

メ 毛

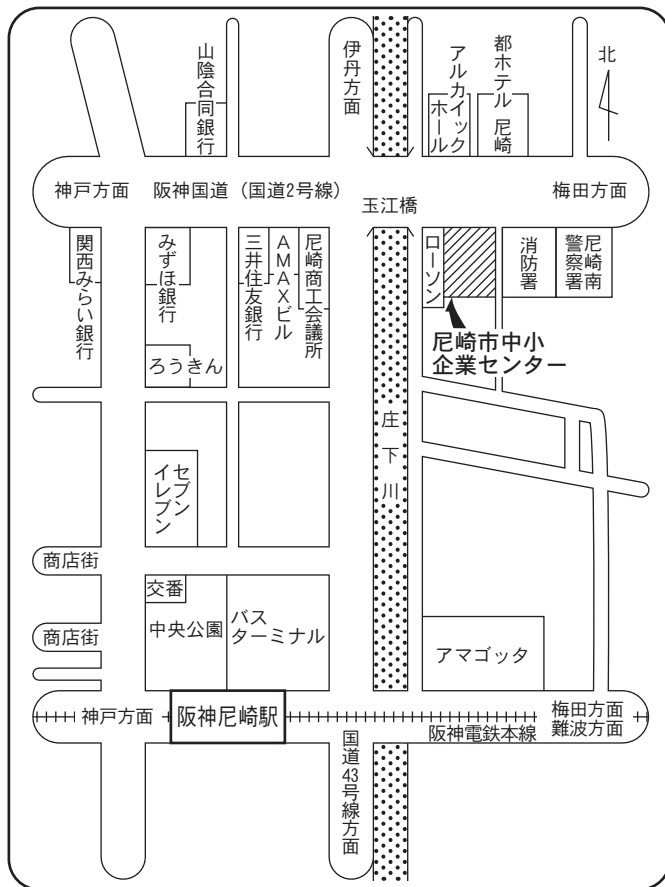
[illegible]

メ 毛

[illegible]

株主総会会場ご案内略図

所在地 兵庫県尼崎市昭和通二丁目 6 番68号
 会場 尼崎市中小企業センター ホール（1 階）
 ☎ (06) 6488-9501



〈交通〉 阪神尼崎駅から徒歩約5分（北東へ約400m）